

(写)

3 三 総 政 第 368 号

令和 3 年 11 月 22 日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 3 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第55号 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 三鷹市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について
- 議案第61号 三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について
- 議案第62号 禅林寺通り第 4 駐輪場の指定管理者の指定について
- 議案第63号 令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第64号 令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第65号 令和 3 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第66号 令和 3 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第67号 令和 3 年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 55 号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例第7条第2項の規定の適用については、令和3年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の215」とする。

提案理由

期末手当の支給率を引き下げるため、本案を提出します。

議案第 56 号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」に、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の100」とあるのは「100分の57.5」に、「100分の95」とあるのは「100分の60」を「100分の90」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の特例）

- 2 この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例第15条第2項及び第3項の規定の適用については、令和3年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、「100分の100」とあるのは「100分の95」と、「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」とする。

（三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 3 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

（三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴う期末手当の特例）

- 4 前項の規定による改正後の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条の規定の適用については、令和3年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条中「100分の167.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

提案理由

期末手当の支給率を引き下げするため、本案を提出します。

令和3年度給与改定状況

1 期末手当の改定

区 分		現 行 支給月数 A	改 定 後 支給月数		改定月数 (C-A)
			令和3年度 B	令和4年度 以降 C	
期 末 手 当	6月期	1.25月 (0.70月)	1.25月 (0.70月)	1.20月 (0.675月)	△0.05月 (△0.025月)
	12月期	1.25月 (0.70月)	1.15月 (0.65月)	1.20月 (0.675月)	△0.05月 (△0.025月)
	計	2.50月 (1.40月)	2.40月 (1.35月)	2.40月 (1.35月)	△0.10月 (△0.05月)
勤 勉 手 当	6月期	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	0.00月 (0.00月)
	12月期	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	1.025月 (0.50月)	0.00月 (0.00月)
	計	2.05月 (1.00月)	2.05月 (1.00月)	2.05月 (1.00月)	0.00月 (0.00月)
合計		4.55月 (2.40月)	4.45月 (2.35月)	4.45月 (2.35月)	△0.10月 (△0.05月)

() は、再任用職員の支給月数

2 実施時期

令和3年12月支給の期末手当から実施

議案第 57 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13の項中「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表の100の項中「、イの(ア)又はウ」を「又はイ」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、

「

(1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額	
ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	7,200円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1万3,000円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	2万3,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	3万2,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6万1,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	17万2,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	21万6,000円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	23万4,000円
イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第	

81条第2項第1号ロに掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のもの	1万6,000円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5万7,000円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	9万2,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	17万2,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	29万5,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	45万5,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	82万8,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	113万2,000円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	137万3,000円

ウ ア及びイ以外の場合

(ア) 100平方メートル以内のもの	4万7,000円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	10万9,000円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	17万5,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	34万5,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	61万7,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	106万2,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	196万4,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	280万9,000円

を
「

(ケ) 3万平方メートルを超えるもの

344万3,000円

(1) 住宅を新築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のもの

7,100円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

1万3,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

2万2,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

3万2,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

5万7,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

9万4,000円

(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの

16万1,000円

(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの

19万円

(ケ) 3万平方メートルを超えるもの

20万3,000円

イ ア以外の場合

(ア) 100平方メートル以内のもの

5万2,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

12万2,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

19万6,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

38万6,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

	69万1,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	
	118万8,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	
	219万8,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	
	314万円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	
	384万7,000円

」

に、
「

(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額	
ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	1万円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1万9,000円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万3,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	4万7,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	8万8,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	15万1,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	25万円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	31万1,000円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	33万6,000円
イ ア以外の場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	6万8,000円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	

	16万円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	25万5,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	50万4,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	90万3,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	155万2,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	287万2,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	410万6,000円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	503万2,000円

」

を
「

(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額	
ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出された場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	1万円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1万9,000円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万3,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	4万7,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	8万5,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	14万円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	24万2,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	

	28万4,000円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	
	30万4,000円
イ ア以外の場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	
	7万8,000円
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	
	18万3,000円
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
	29万3,000円
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	
	57万9,000円
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	
	103万7,000円
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	
	178万2,000円
(キ) 1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	
	329万6,000円
(ク) 2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの	
	471万円
(ケ) 3万平方メートルを超えるもの	
	577万円

」

に改め、同表の101の項中「、イの(ア)から(ケ)まで又はウ」及び「、イの(ア)又はウ」を「又はイ」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同表の102の項中「第9条第1項」の右に「又は第3項」を、「場合」の右に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2,100円」を「2,300円」に改め、同表の103の項中「2,100円」を「2,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例による改正前の三鷹市手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第2の101の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合

において、旧条例別表第2の101の項中「、イの(ア)から(ケ)まで又はウ」とあり、及び「、イの(ア)又はウ」とあるのは、「又はイ」と読み替えるものとする。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正を踏まえ、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を改定するとともに、共同住宅の長期優良住宅の認定方式について変更するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 58 号

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する
条例

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成30年三鷹市条例第27号）の
一部を次のように改正する。

別表第2中

「

禅林寺通り第3駐輪場	三鷹市下連雀三丁目41番4号
------------	----------------

」

を

「

禅林寺通り第3駐輪場	三鷹市下連雀三丁目41番4号
禅林寺通り第4駐輪場	三鷹市下連雀三丁目38番16号

」

に改め、同表井の頭第2駐輪場の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の
日から施行する。

（準備行為）

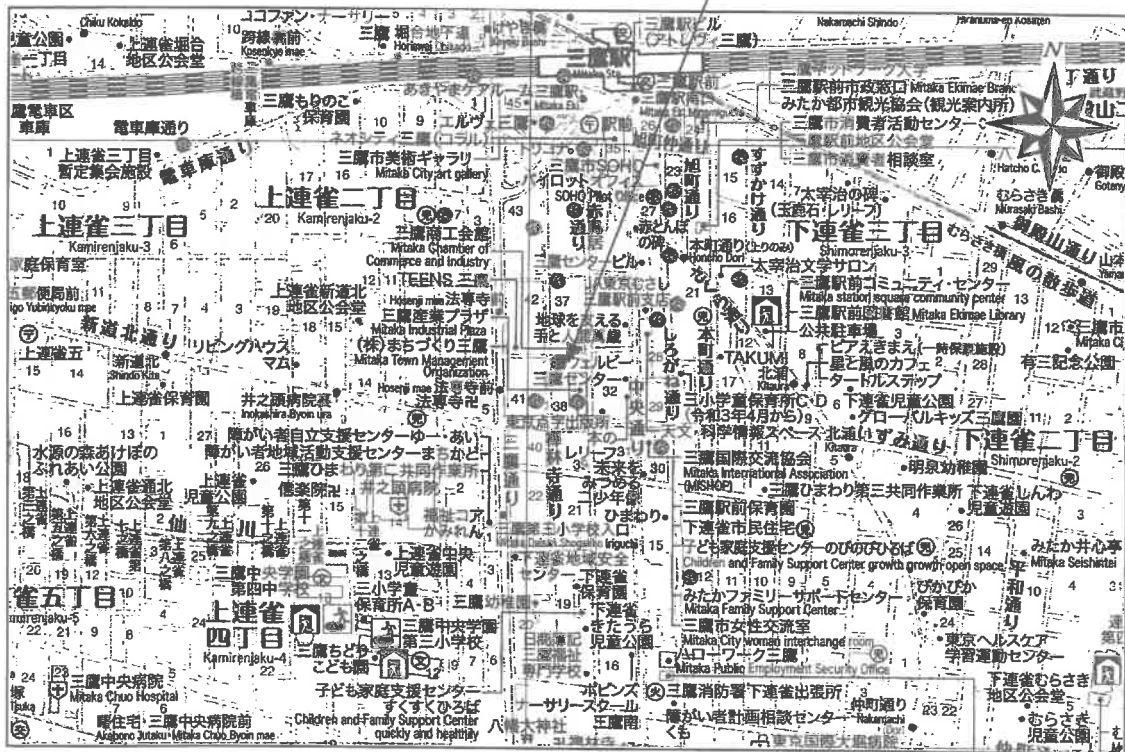
- 2 この条例による改正後の三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の規定
による有料の市立自転車等駐車場の利用に係る手続その他の行為は、この条例の
施行の日前においても行うことができる。

提案理由

禅林寺通り第4駐輪場を新設するとともに、井の頭第2駐輪場を廃止するた
め、本案を提出します。

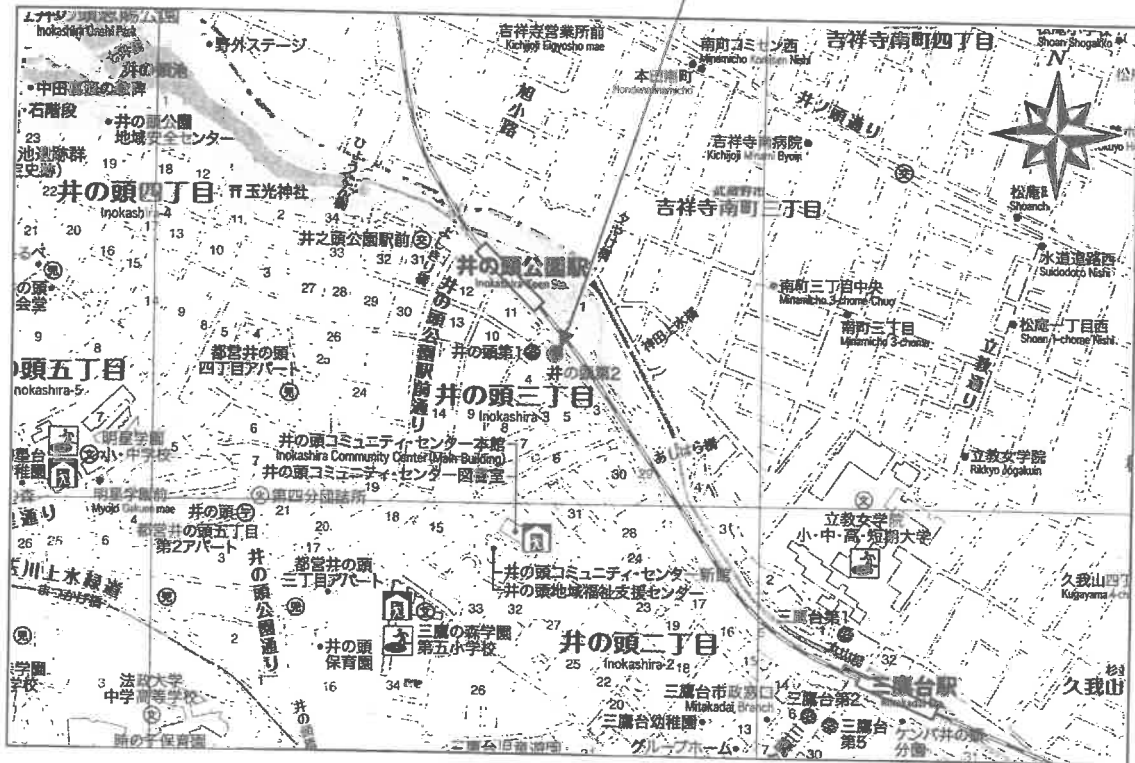
案内図

禅林寺通り第4駐輪場



案内図

井の頭第2駐輪場



議案第 59 号

三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

三鷹市下水道条例（昭和38年三鷹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「口座振替又は」の右に「指定納付受託者（」を加え、「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定をした者」を「指定納付受託者をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

提案理由

地方自治法が一部改正されたことに伴い、使用料の納付方法について、指定代理納付者による納付を指定納付受託者による納付に改めるため、本案を提出します。

議案第 60 号

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字原 591番362	長野県南佐久郡川上村大字大深山 542 一般財団法人 川上村振興公社	令和4年4月 1日から令和 9年3月31日 まで

提案理由

三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 61 号

三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市市民協働センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号	三鷹市下連雀四丁目 17 番 23 号 特定非営利活動法人 みたか市民 協働ネットワーク	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 まで

提案理由

三鷹市市民協働センターの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 62 号

禅林寺通り第 4 駐輪場の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

禅林寺通り第4駐輪場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、禅林寺通り第4駐輪場の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
禅林寺通り第4駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番16号	三鷹市下連雀三丁目 38 番 4 号 株式会社 まちづくり三鷹	令和4年4月 1日から令和 8年3月31日 まで

提案理由

禅林寺通り第4駐輪場の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 63 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第10号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 64 号

令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 65 号

令和 3 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 66 号

令和 3 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 67 号

令和 3 年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝